平成 2 0 年 7 月 1 日 訓 令 甲 第 2 6 号 存 続 期 間

元職員に対する特定非違行為の審査及び退職手当等の支給制限等に関する事務取扱規程

[沿革] 平成22年3月 訓令甲第16号(い)29年1月 同第1号(ろ)改正

(目的)

第1条 この規程は、元職員が在職期間中に起こした特定非違行為の審査手続並びに退職手 当、職員が死亡した日の翌日以降の給料、期末手当及び勤勉手当(以下「退職手当等」と いう。)の支給制限等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 元職員の特定非違行為に関する取扱いについては、職員の退職手当に関する条例 (昭和31年東京都条例第65号)、職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)、職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年東京都規則第116号)、職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都規則第172号)等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第3条 この規程における用語の意義は、次の各号のとおりとする。(い、ろ)
 - (1) 元職員 退職をした職員(死亡により退職した職員又は退職後死亡した者を含む。) で、警視以下の警察官(退職に際し警視正以上に昇任した者を含む。)及び警察行政職員であった者(職員の再任用に関する条例(平成13年東京都条例第11号)の適用を受ける職員を除く。)をいう。
 - (2) 所属長 所属及び所属長の呼称に関する訓令(昭和35年8月15日訓令甲第23号)第2条に定める所属長をいう。ただし、所属長であった者がこの規程の手続の適用を受ける場合は、本部の所属長であったときはその属する部の長を、警察署長であったときは警務部長を所属長とみなす。
 - (3) 特定非違行為 次の区分に応じ、それぞれ次に定める元職員の在職中の非違行為をい

う。

- ア 退職手当の支給制限等に係る場合 刑事事件に関して禁錮〔こ〕以上の刑に処せられた事実に係る非違行為又は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条の規定による懲戒免職の処分に値することが明らかであると認められる非違行為
- イ 期末手当及び勤勉手当の不支給に係る場合 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分に値することが明らかであると認められる非違行為
- ウ 死亡した日の翌日以降の給料の不支給に係る場合 次に掲げる行為であって、死亡 した日の翌日以降の給料を支給することが、公務に対する都民の信頼を確保し、給料 に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らか であると認められる非違行為
- (ア) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分に相当する行為
- (イ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)に相当する行為

(所属長の責務)

- 第4条 元職員の最終所属の所属長は、元職員が当該所属在職時に行った非違行為が前条第3号ア、イ又はウの(ア)若しくは(イ)に該当すると認めるときは、直ちにその事実を調査し、別記様式第1号の「元職員の非違行為に関する事実報告書」により資料を添えて警視総監に報告しなければならない。(い)
- 2 前項に規定する所属長以外の所属長は、元職員の前条第3号ア又はイに該当すると認められる非違行為を認知したときは、当該元職員の最終所属の所属長に連絡するとともに、 警務部長(人事第一課監察係経由)に速報しなければならない。

(委員会)

- 第5条 元職員の特定非違行為等を審査するため、警視庁本部に特定非違行為審査委員会 (以下「委員会」という。)を置く。(い)
- 2 警視総監は、元職員の特定非違行為の該当の有無等について、委員会に審査を命ずるものとする。

(委員会の構成)

- 第6条 委員会は、委員長及び3人以上7人以内の委員をもって構成する。
- 2 委員長は、警務部長とする。
- 3 委員は、理事官以上の職にある者の中から委員長が指名するものとする。

(議決)

第7条 委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(書記)

- 第8条 委員会に書記1人を置く。
- 2 書記は、委員長が指名するものとする。
- 3 書記は、別記様式第2号の「元職員に対する特定非違行為審査委員会会議録」を作成するものとする。

(除斥)

第9条 個々の事案において、審査の対象者との関係その他の事情から審査に公正を欠くお それがあると認める場合は、委員長又は委員をその審査に参与させないことができる。

(委員長代理)

- 第10条 委員長に事故があるときは、その都度、警視総監の指定する者がこれを代理する。 (委員会の審査)
- 第11条 委員会の審査に必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 2 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

(報告)

第12条 委員長は、審査終了後、特定非違行為の有無、退職手当等の支給制限等に関する意 見等を警視総監に報告しなければならない。

附則

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月訓令甲第16号)

この訓令は、平成22年3月31日から施行する。ただし、同日に限り、第3条元職員に対する特定非違行為の審査及び退職手当等の支給制限等に関する事務取扱規程第3条の改正規定のうち「イ 期末手当及び勤勉手当の不支給に係る場合 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分に値することが明らかであると認められる非違行為」とあるのは

「イ 期末手当及び勤勉手当の不支給に係る場合 次に掲げる行為であって、期末手当及び 勤勉手当を支給することが公務に対する都民の信頼を確保し、期末手当及び勤勉手当に関す る制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずることが明らかであると認め る非違行為をいう。

- (ア) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分に相当する行為
- (イ) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)に相当する行為 」

と、第4条の改正規定のうち「前条第3号ア、イ又はウの(ア)若しくは(イ)」とあるのは「前条第3号ア、イの(ア)若しくは(イ)又はウの(ア)若しくは(イ)」と読み替えるものとする。

別記様式第1号、別記様式第2号〔略〕